

久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の保育所等に就職する保育士を確保し、こどもを安心して育てることができる環境の整備を図るため、新卒保育士を採用する保育所等に就職準備金を貸し付ける事業を実施する社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（第3条において「県社協」という。）に対し、久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱の別添1に規定する埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者及び補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県社協とし、補助金の交付の対象となる事業（次条及び第13条において「補助対象事業」という。）は、県実施要綱に基づき県社協が実施する貸付事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業のうち、保育所等を市内に設置する貸付対象者に対する貸付金額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、貸付対象者ごとに受給者1人当たりの補助対象経費に4分の1を乗じて得た額の合計額とする。

(交付申請)

第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付申請書（様式第1号。次項において「交付申請書」という。）のとおりとす。

2 交付申請書には、規則第6条第2項第2号に掲げる事項に関する書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとす。

- (1) 埼玉県保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱第5条第1項に規定する申請書の写し
- (2) 県実施要綱第4の1に規定する貸付事業計画書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとす。

(変更等の承認)

第8条 規則第11条第1項の申請書の様式は、新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）のとおりとす。

2 市長は、規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金変更交付決定（取消）通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金実績報告書（様式第5号。次項において「実績報告書」という。）のとおりとす。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 埼玉県保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱第11条に規定す

る実績報告の写し

(2) 県実施要綱第4の2に規定する貸付事業決算書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による通知は、新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助対象者は、既に補助金が交付されている場合において、貸付対象者から県実施要綱第11に定める貸付資金の返還が生じたときは、市長に新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金の返還に係る報告書(様式第8号)を提出し、当該貸付資金の返還額に係る補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 規則第20条の規定により整備した帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 埼玉県保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱第5条第1項に規定する申請書の写し
- (2) 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業実施要綱第4の1に規定する貸付事業計画書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで交付申請のあった久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

久喜市長 あて

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け久 第 号で交付決定のあった久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金について、下記のとおりその内容を変更（中止・廃止）したいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1	交付申請額	変更前	金	円
		変更後	金	円

2 変更（中止・廃止）の内容及び理由

3 添付書類

- (1) 埼玉県保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱第5条第1項に規定する申請書の写し（変更後のもの）
- (2) 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業実施要綱第4の1規定する貸付事業計画書の写し（変更後のもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金変更交付決定（取消）通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金の変更（中止・廃止）について、下記のとおり交付決定を変更した（取り消した）ので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第3項の規定により通知します。

記

1 交付決定を変更します。

補助金交付決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円

2 交付決定を取り消します。

理由

様式第5号（第9条関係）

新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け久 第 号で交付決定を受けた久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金について補助対象事業が完了したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 埼玉県保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱第11条に規定する実績報告書の写し
 - (2) 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業実施要綱第4の2に規定する貸付事業決算書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金額確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のあった久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

電話番号

年 月 日付け久 第 号で確定通知を受けた久喜市新卒
保育士就職準備金貸付事業費補助金について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 組合 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

（発行責任者及び担当者）

発行責任者 （電話番号 ）

担当者 （電話番号 ）

※請求者と同じ場合は記入不要です。

※請求内容等について、電話で確認をさせていただくことがあります。

様式第8号（第12条関係）

新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金の返還に係る報告書

年 月 日

久喜市長 あて

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け久 第 号で確定通知を受け、交付された久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金について、貸付金の返還が生じたので、久喜市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱第12条の規定によりその内容と当該補助金に係る返還額について下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金返還額 金 円
- 2 返還理由
- 3 添付書類
 - (1) 埼玉県保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱第13条第1項に規定する貸付対象者の状況報告書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類